

2 応募資格

本公募に応募できる事業者は、民間放課後児童クラブの運営を希望する者で、かつ、次の（１）～（５）の要件をすべて満たす法人とする。

- （１） 放課後児童健全育成事業に熱意と理解を持ち、保育の質の向上を視野に入れ、施設の運営を適切に行う能力を有すること
- （２） 鴻巣市の放課後児童クラブを十分理解し、休日保育の実施など市が行う放課後児童クラブに関する事業について積極的に協力できること
- （３） 原則として、応募日時点において３年以上の法人運営実績を有すること
- （４） 以下のいずれかに該当すること
 - ① 放課後児童健全育成事業を１年以上運営していること
 - ② 児童福祉法第３５条第４項の認可を受けた保育所、または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園のいずれかを３年以上運営していること
 - ③ 児童福祉法第４０条に該当する児童厚生施設である児童館を１年以上運営していること
- （５） 次のいずれかに該当する法人ではないこと。
 - ア 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定があったもの
 - イ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項及び第１６７条の１１第１項の規定により、本市における一般競争入札及び指名競争入札の参加を制限されているもの
 - ウ 鴻巣市から入札参加停止の措置をうけているもの
 - エ 地方自治法第２４４条の２第１１号の規定により指定管理者の指定の取消しを受けたことがあるもの

- オ 国税及び地方税及び水道料金、下水道使用料を滞納しているもの
- カ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等
- キ 法人その他の団体の役員に次のいずれかの者が含まれているもの
 - （ア）破産者で復権を得ない者
 - （イ）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの間の者
 - （ウ）暴力団員又はその利益となる活動を行う者